

# 第 14 次労働災害防止推進計画について

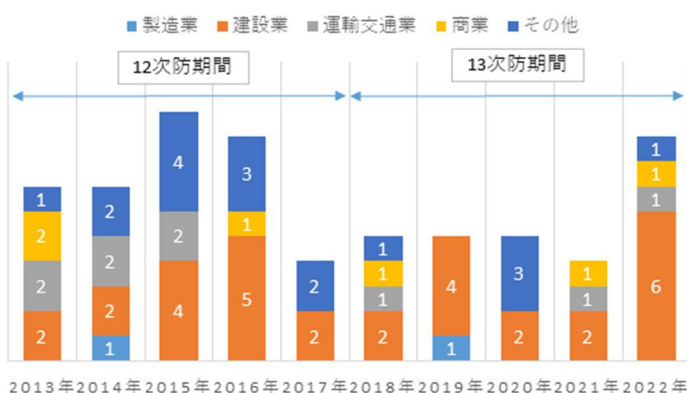
期間:令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日~令和 10 年 (2028 年) 3 月 31 日

## 関係者の皆様へ

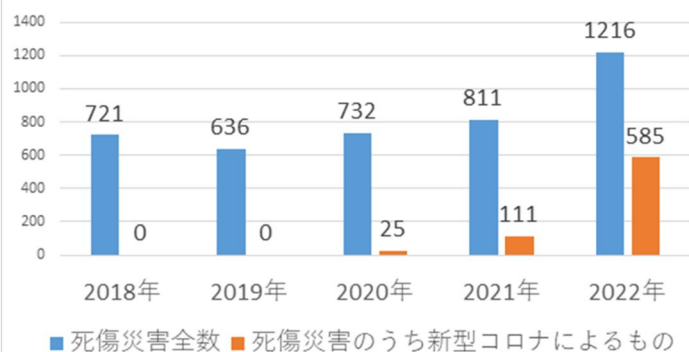
第 14 次労働災害防止推進計画(以下「14 次防」)が令和5年度からスタートしました。14 次防の特徴として、重点事項ごとにアウトプット指標(取組の進捗状況を確認する指標)を設定し、アウトプット指標を達成するために実施する具体的な取組を定めています。アウトカム指標は、アウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項であり、効果検証に活用します。

関係者の皆様には、14 次防の取組へのご協力をよろしくお願いいたします。


グラフ 1 水戸署管内の死亡災害発生状況



グラフ 2 13次防期間中の死傷災害の推移  
(水戸署管内・休業 4 日以上)



## 計画の重点事項

重点事項	アウトプット指標	アウトカム指標	具体的な取組	参考資料
1 業種別の災害防止対策の推進 (1) 社会福祉施設	転倒災害及び動作の反動・無理な動作による災害の防止に取り組む社会福祉施設の割合を90%以上とする	社会福祉施設の死傷者数を 2027 年までに2022 年と比較して5%以上減少させる	・転倒災害防止のためのチェックリスト(9項目)を用いた対策を推進 ・職場のあんぜんサイトで公開中の「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」を活用し、安全衛生教育を強化	
(2) 建設業	墜落・転落災害及び重機によるはさまれ・巻き込まれ災害のリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を85%以上とする	14 次防期間中における建設業の死亡災害件数を 13 次防期間中の16 件と比較して3件(15%)以上減少させる	・現場に危険な箇所、作業がないか、安全点検、安全パトロール等の取組を強化 ・専用リーフレットを活用した安全衛生教育を強化	
(3) 製造業	機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を60%以上とする	製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる	・非定常作業時に確実に動力機械を停止させてから作業を行うことを徹底 ・職場の災害防止対策を担う職長等の存在を重視、職場に目配り、気配りできる職長等の育成強化を推進	

## 計画の重点事項

重点事項	アウトプット指標	アウトカム指標	具体的な取組	参考資料
(4) 陸上貨物運送事業(以下「陸運業」)	荷役作業における安全対策ガイドラインに基づく措置を行う陸運業の事業場(荷主を含む)の割合を45%以上とする	陸運業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる	<ul style="list-style-type: none"> <li>「陸運業の荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく対策の徹底</li> <li>ロールボックスパレットの安全な取扱い方法の徹底等</li> </ul>	
(5) 農業	墜落・転落災害及び転倒災害の防止に取り組む農業の事業場の割合を80%以上とする	農業における死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動はしごや脚立の適正な使用について、専用リーフレットを活用して推進</li> <li>労働災害防止のための管理体制を確立、衛生推進者を確実に選任して労働災害防止対策を推進</li> </ul>	
2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	転倒災害の防止に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。(社会福祉施設については別途定める指標) ・介護・看護作業についてのノーリフトケアを実施している事業場の割合を2022年と比較して増加させる	転倒による災害の死傷者数を2022年と比較して2027年までに歯止めを掛ける 腰痛の死傷者数を2022年と比較して2027年までに歯止めを掛ける	<ul style="list-style-type: none"> <li>転倒、腰痛等の作業行動に起因する災害防止対策の推進、労働者に対する安全衛生教育を強化</li> <li>介護・看護作業においては、ノーリフトケアや介護機器等の導入などの浸透を図る</li> </ul>	
3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進	エイジフレンドリーガイドラインに基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)に取り組む事業場の割合を50%以上とする	60歳代以上の労働者に係る死傷災害を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めを掛ける	<ul style="list-style-type: none"> <li>エイジフレンドリーガイドラインの周知・啓発</li> <li>健康経営などの他の取組と連携した対策を推進</li> </ul>	
4 熱中症予防対策の推進	暑さ指数を把握して、熱中症予防対策に取り入れている事業場の割合を増加させる	暑さ指数に応じた措置に取り組む事業場が増加し、熱中症による死亡災害件数を13次防期間中の総数(3件)と比較して減少させる	<ul style="list-style-type: none"> <li>「職場における熱中症予防基本対策要綱」(令和3年7月改正)に基づく取組を促進</li> <li>JIS規格に適合したWBGT値測定器を普及させる</li> <li>WBGT値の測定とその結果に基づき、休憩の確保や水分・塩分の補給等の必要な措置が講じられるよう推進</li> </ul>	
5 メンタルヘルス対策の推進	メンタルヘルス対策及びストレスチェックの実施事業者の割合をそれぞれ80%、50%にする	メンタルヘルス不調につながる「自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合」を2027年までに50%未満とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>「労働者の心の健康保持増進のための指針」(平成27年11月30日改正)に基づき、衛生委員会等における調査審議、心の健康づくり計画策定及び4つのメンタルヘルスケア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア及び事業場外によるケア)を推進</li> </ul>	
6 化学物質等による健康障害防止対策の推進	危険性又は有害性のある化学物質のラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント実施とそれらに基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講じる事業場の割合を80%にする	化学物質の性状に関連の強い死傷災害が5%減少する	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな化学物質規制(令和4年厚生労働省令第91号)に基づく対策を推進し、事業場における自律的な管理を定着させる</li> </ul>	
7 原子力発電所及び原子力施設における被ばく防止対策の推進	原子力発電所及び原子力施設(以下「原子力施設等」)における被ばく防止対策に係る安全衛生教育を2022年と比較して強化する事業場の割合を60%以上とする	原子力施設等における被ばく事故が減少する	<ul style="list-style-type: none"> <li>電離放射線障害防止規則に基づく被ばく防止措置等の徹底を図るとともに、関係労働者に対する安全衛生教育を強化</li> </ul>	

本リーフレットに記載のQRコードより資料等が入手可能です。(QRコードは2023.4.19現在のものです。)

